

小中一貫教育

- ・学校教育の多様化・弾力化を推進するため、平成28年4月に学校教育法等を改正
- ・義務教育学校等を含む小中一貫教育が制度化される

【現在の枠組み】

小中連携教育	【定義】 小中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育。		
小中一貫教育	【定義】 小中連携教育のうち、小中学校段階の教育が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。		
義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
【定義】 一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、9年間の学校目標を設定し、9年間の教育課程を編成、実施する学校	【定義】 組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校		
	<table border="1"> <tr> <td>併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件(校長兼任等)</td> <td>連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。</td> </tr> </table>	併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件(校長兼任等)	連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。
併設型小学校・中学校 (同一の設置者によるもの) ※一貫教育にふさわしい運営体制整備が条件(校長兼任等)	連携型小学校・中学校 (異なる設置者によるもの) ※運営体制の整備は、併設型小中学校を参考とする。		
いずれの学校も施設の形態(一体型・隣接型・分離型)は問わない。			

【主要要件等】

要件	校種	小中一貫型小学校・中学校		
		併設型	連携型	
設置者	義務教育学校	同一の設置者	異なる設置者	
修行年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長・教職員組織		
		小中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること	小学校併設中学校、中学校併設小学校を参考に適切な運営体制を整えること	
免許	原則として小中両方の免許状を併有していること	所属する学校種の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性、体系性に配慮がなされている教育課程 			
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可	可	可
	指導内容の入れ替え・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による	不可 教育課程の特例申請が必要
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	前期課程には小学校設置基準 後期課程には中学校設置基準を適用		
標準基準	18学級以上27学級以下	小中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	概ね6km以内	概ね小学校は4km、中学校は6km以内		
設置手続き	市町村条例	市町村教育委員会の規則等		